# 森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

(令和6年度~令和12年度)

瀬戸市 令和6年6月

# 1 基本方針作成の趣旨

森林の有する地球温暖化防止や国土の保全・災害防止、水源のかん養等の様々な公益的機能の重要性が高まる一方、森林所有者の不在化や相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されています。

このため、国において、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、 平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び、森林環境譲与税」が創設されました。

本市では、これらを背景に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の趣旨に基づき、森林環境譲与税を有効に活用し、地域の特徴や実情に応じた計画的かつ効果的な取組みを進めるための基本方針を定めるものです。

## 2 現状

2023年3月末現在、本市の森林面積は6,301haで市域面積の約6割を占めています。民有林面積は5,570haであり、そのうち、森林法に基づく森林整備計画対象面積は5,542haです。スギ、ヒノキ、マツ類の人工林は2,206ha、天然林は3,153haであり、航空レーザによる森林資源解析によると、人工林のおよそ60%を占めているマツ類は針広混交林化が進んでおり、スギ、ヒノキも天然林に混ざって広く点在しています。

一方で、森林全体のおよそ 80%にあたる 5,087ha で保安林の指定を受けており、土砂流出防備保安林が大半を占めています。

今後は、森林整備計画の対象となっている森林を中心に、適切な森林整備を推進することが必要ですが、林業経営を効率的に行うまとまった森林がないこと、市内に林業経営体が存在しないこと、林道が整備されていないといった状況にあります。

# 3 基本方針

森林環境譲与税の使途については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の趣旨に則 り、次の分野における活用を検討し、森林の整備とその促進を図ります。

#### (1) 森林整備

本市では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国等の「治山事業」や愛知県の「あいち森と緑づくり事業」等を活用して森林整備を進めてきました。これからも「瀬戸市森林整備計画」に基づき、適切な森林整備やその促進に繋がる取り組みを計画的かつ効率的に進めていきますが、市内の人工林については、効率的な林業経営に必要な森林の団地化が難しいことや路網密度が低いため林業経営が行いにくいこと、市内に林業経

営体も存在しないことから、林業経営には適さない状況であることを踏まえつつ、森林経営 管理制度の活用について研究に取り組みます。また、野生鳥獣による被害の軽減など地域住 民の生活環境や生物多様性の保全を図るための里山林の整備・管理に取り組みます。

#### ≪事業例≫

- 公園や学校等の公共施設周辺の森林整備
- 獣害等の防除対策
- ・環境整備に係る補助金制度の検討

## (2) 木材利用

「瀬戸市建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共施設等を整備 する際には木材の利用について検討し、木造化・木質化を推進します。

また、瀬戸市内の建築物等への木材の利用の促進を通じ、市民に健康的でぬくもりのある快適な空間を提供するとともに、木材の需要の拡大による森林の適正な整備及び保全、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現に取り組みます。

#### ≪事業例≫

国産材(県産材)を使用した公園や学校等の公共施設の木造化・木質化の推進

# (3) 人材育成

現在、市内で森林整備事業等を実施している認定事業者として登録している林業事業者はありません。今後、森林の整備を推進するためには担い手の確保が必要になります。森林環境を適正に管理するため、地域住民や既存の団体等と協働して整備に取り組みます。また、必要に応じて近隣の森林組合等との連携により、人材育成の機会創出を図ります。

#### ≪事業例≫

- ・近隣の森林組合等との連携により講習会等を開催し、森林整備の担い手を育成
- ・市内の既存の団体等と連携し、自然と触れ合う機会の創出

### (4) 普及啓発

森林の持つ公益的機能、森林整備の重要性及び必要性について、市民の意識醸成に繋がる活動を含めた普及啓発を行うとともに、市民が山・森・木に親しむきっかけをつくるため、木材との関わりを深める活動に取り組みます。また、市のウェブサイトなどを活用し、情報発信に努めます。

## ≪事業例≫

- ・小中学校における森林環境教室等の実施による木育推進
- ・PR冊子・パンフレット等の作成や木製品等の配布

## 4 基本方針の見直し等について

本方針については、今後の国・県の動向や市の情勢の変化、森林整備の進捗等を踏まえ、随時見直しを行い、森林環境譲与税の活用を図っていくものとします。